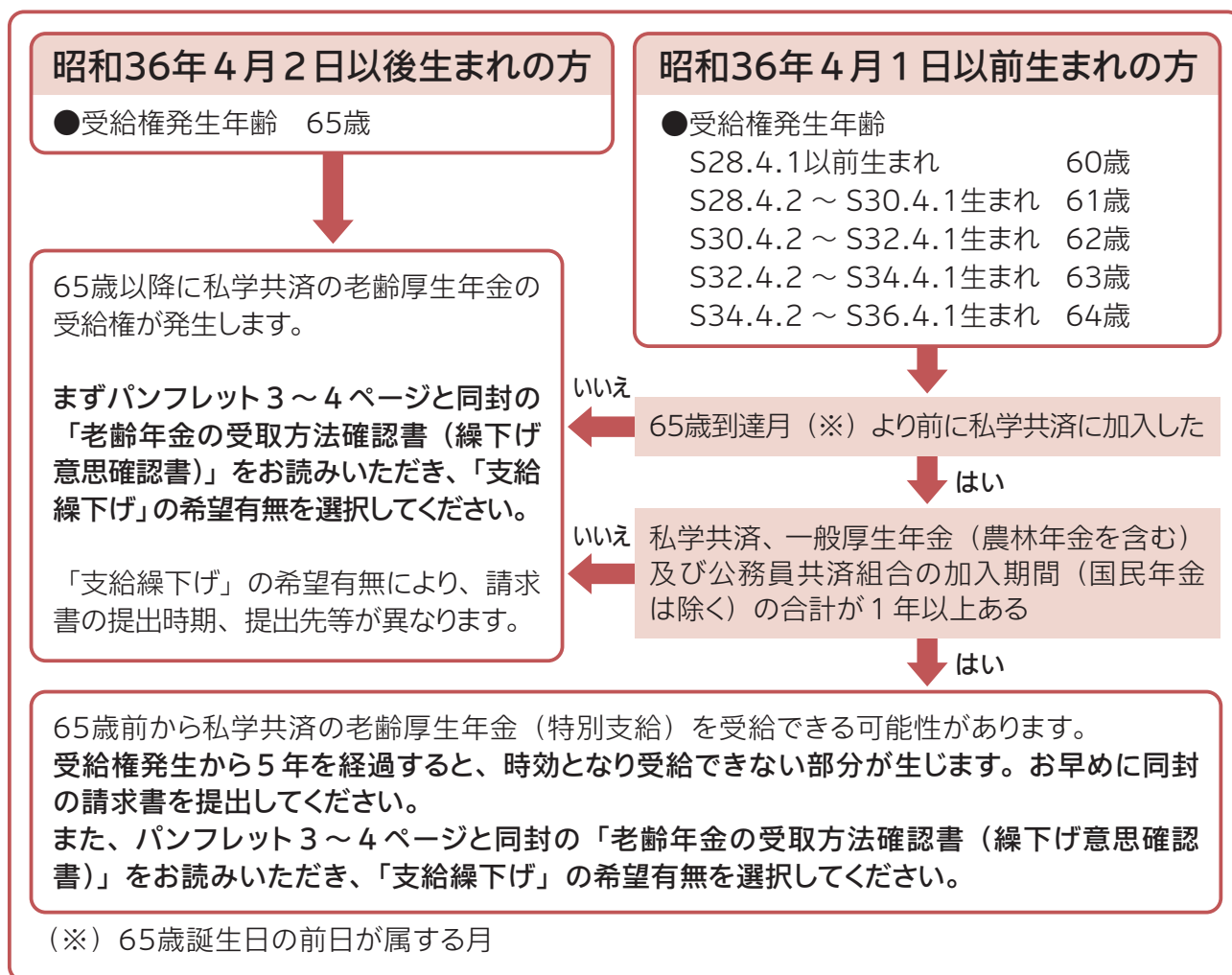


年金の請求手続きのご案内

この案内（以下「パンフレット」）と同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」（以下「請求書」）は、老齢年金の受給要件を満たしていると思われる方にお送りしています。下のフローチャートをご確認いただき、必要なお手続きを行っていただきますようお願いいたします。



現在75歳以上の方：支給繰下げは最大10年間可能です。

10年間繰下げを行った方は請求書をご提出ください。

現在80歳以上の方：時効となり支給できない部分が生じる可能性があります。

速やかに請求書をご提出ください。

パンフレット5～8ページの添付書類案内を必ずご確認ください。

特に受取口座証明（通帳コピー等）の添付漏れにご注意ください。

○年金を受け取るための手続きの流れ

支給繰下げのご確認と請求書のご記入【支給繰下げについて：パンフレット3～4ページ】
【記入上の注意事項：請求書左側各ページ】

- ・支給繰下げの希望有無により、請求書の提出時期や提出先が異なるため、まずパンフレット3～4ページと、同封の「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」をご確認ください。
- ・今回請求書を提出される方は、請求書左ページに記入上の注意事項がありますのでご覧いただきながら、右ページの太枠に必要な事項をご記入ください。「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」も必ずご記入ください。



添付書類のご用意【確認方法：パンフレット5～8ページ】

- ・パンフレット5～8ページを必ずご確認ください、年金請求に必要な添付書類をご用意ください。
- ・受取口座証明（通帳コピー等）や雇用保険関係書類の添付漏れが増えていますのでご注意ください。



請求書のご提出【提出先：パンフレット4ページ】
【注意事項：パンフレット9～11ページ】

- ・請求書は、受給権発生日を迎えてから添付書類とともにご提出ください。
- ・「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」の添付漏れにご注意ください。



年金の受け取りが始まります

- ・請求書を提出していただいてから年金が決定されるまで2か月程度（※）かかります。ただし、書類に不備があると、整備のために2か月以上かかることがありますので、ご了承ください。
- ・年金を決定すると、ご本人宛てに「年金証書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」「年金者のしおり」等をお送りします。

※在職中の年金計算等においては、他に加入していた実施機関（日本年金機構、公務員共済）が保有する年金記録等が必要であり、情報を取得してから年金額・支給額が決定されますので、通知できるまでさらに時間がかかることがあります。

○請求書提出にあたっての重要事項

年金の支給繰下げについて

老齢厚生年金（65歳以降）と老齢基礎年金は、受給開始を1年以上繰り下げる（遅らせる）ことにより、繰り下げた月数に応じて増額させることができます。

「支給繰下げ」の希望有無をご確認の上、同封の「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」の希望する項目の□に✓をつけてください。

記入日、氏名、基礎年金番号についても記入の上、請求書と一緒に提出ください。

昭和36年4月2日以後生まれの方で、老齢厚生年金（65歳以降）と老齢基礎年金いずれも「今回請求しません。」を選択する場合、原則今回請求書の提出は不要です。繰り下げた年金の受け取りを希望する時期にご提出ください。

○「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」見本（抜粋）

【現在66歳未満の方（受給権発生日から1年を経過していない方）】

年金の種類	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	①老齢厚生年金を65歳（受給権発生日）から受け取ります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	②老齢厚生年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢厚生年金の繰下げ請求を行う予定です。)
老齢基礎年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	③老齢基礎年金を65歳（受給権発生日）から受け取ります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	④老齢基礎年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢基礎年金の繰下げ請求を行う予定です。)

【現在66歳以上の方（受給権発生日から1年を経過している方）】

年金の種類	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤老齢厚生年金を65歳（受給権発生日）までさかのぼって受け取ります。 受給権発生日から5年経過後に請求する場合は5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑥老齢厚生年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢厚生年金の繰下げ請求を行う予定です。)
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦老齢厚生年金を現時点で繰り下げて受け取ります。 年金請求書に「繰下げ申出書」の添付が必要です。
老齢基礎年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧老齢基礎年金を65歳（受給権発生日）までさかのぼって受け取ります。 受給権発生日から5年経過後に請求する場合は5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨老齢基礎年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢基礎年金の繰下げ請求を行う予定です。)
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩老齢基礎年金を現時点で繰り下げて受け取ります。 年金請求書に「繰下げ申出書」の添付が必要です。

「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」オモテ面左ページに選択欄がありますので、いずれかに✓を入れてください。
66歳到達前（受給権取得日から1年経過する前）に障害給付（障害基礎年金を除く）または遺族給付の受給権を有する場合は繰下げができません。
その他注意事項がございますので、「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」に記載の注意点を必ずご確認ください。

65歳以後初めて私学共済に加入した方の注意点

65歳以後初めて私学共済に加入した方は、原則加入した月の翌月1日に私学共済の老齢厚生年金の受給権が発生します。また、支給繰下げの仕組みとして、他実施機関（日本年金機構・公務員共済）から支給される老齢厚生年金を受け取る権利がある場合、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げる必要があります。

【注意点】

- ①他実施機関の65歳以降の老齢厚生年金をすでに受給している場合、私学共済の老齢厚生年金の支給繰下げはできません。
- ②私学共済の老齢厚生年金の支給繰下げを希望する場合、66歳以上の方であっても私学共済の老齢厚生年金の受給権発生から1年以上繰り下げる必要があります。他実施機関の老齢厚生年金をすでに1年以上繰り下げている場合でも同様です。
- ③私学共済の老齢厚生年金の支給繰下げを希望しない場合、他実施機関の老齢厚生年金は私学共済の老齢厚生年金の受給権発生日まで支給繰下げ可能ですが、1年以上繰り下げていなければ請求できません。

請求書の提出について

請求書の提出先は、年金を受け取りたい時期や、これまでの加入経歴により異なります。

	今回の年金受給の希望	請求書提出先
1	・老齢厚生年金を今回から受給したい (65歳から受給、または1年以上繰り下げた年金を受給)	私学事業団 または加入経歴のある実施機関
2	・老齢厚生年金は現時点では請求しない (支給繰下げをして将来受け取りたい)	・老齢基礎年金は今回から受給したい (65歳から受給、または1年以上繰り下げた年金を受給)
3	・老齢基礎年金も現時点では請求しない (支給繰下げをして将来受け取りたい)	【公的年金の加入経歴が私学共済のみの方】 私学事業団 *年金事務所では受付不可 【上記以外の方】 お近くの年金事務所 *私学事業団では受付不可 【65歳前の老齢厚生年金（特別支給）が発生する方】 私学事業団または加入経歴のある実施機関にご提出ください。 【上記以外の方】 今回請求書の提出は不要です。請求書はお手元にて保管してください。

【私学事業団の請求書提出先】

〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号 日本私立学校振興・共済事業団

マイナンバーを記入した年金請求書を提出する場合は、誤送付等による情報漏えい等を防止するために、配達記録が残る方法（簡易書留等）の利用を推奨します。

老齢基礎年金の決定・年金請求手続きのワンストップサービスについて

一般厚生年金（日本年金機構）や公務員共済に加入した経歴がある方については、他の実施機関の老齢厚生年金が未決定である場合、請求漏れを防止するため、私学事業団に提出のあった請求書の内容を情報共有することがあります。

請求書を一か所に提出した場合でも、従来どおりそれぞれの実施機関が加入期間に応じた分の老齢厚生年金を決定し、年金証書等の発行及び支払を行います。

なお、すでに老齢厚生年金が決定されている実施機関に対する諸手続きについては、それぞれの実施機関において手続きが必要な場合もあります。

老齢基礎年金が未決定の方の請求書を私学事業団が受け付けた場合、原則請求書の内容を日本年金機構（年金事務所）に共有し、日本年金機構にて老齢基礎年金の決定、年金証書等の発行及び支払を行います。

提出した実施機関以外に加入した年金制度の年金を決定するにあたり、追加書類または確認事項があるときは、その実施機関より連絡がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 年金請求に必要な添付書類

提出していただいた書類に不備があった場合、書類をお返しして整備をお願いすることがあります。また、別途、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。



戸籍・住民票は、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたものをご用意ください。

*添付する書類について、「コピー」「コピー可」と記載されている書類以外は、原本を添付してください。

*戸籍・住民票がホッチキスで綴られている場合は、外さずに添付してください。

請求書にマイナンバーをご記入いただき、マイナンバーカードのコピー等を添付いただいた場合、添付を省略できる書類があります。

【省略できる書類】

番号2（戸籍・住民票）、番号3（通帳コピー等※公金受取口座を指定する場合のみ）、番号5①（戸籍謄本等）②（世帯全員の住民票）③（所得証明）

年金請求書を提出するすべての方に必要な書類

番号	添付する書類	備考
1	マイナンバーの番号確認及び身元（実存）確認のための書類 ・ <u>年金請求者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）表・裏両面のコピー</u> 等	
2	「年金を受ける方」の生年月日を明らかにできるいずれかの書類 ・戸籍抄本（または戸籍謄本） ・住民票	・ <u>請求書へのマイナンバー記入及びマイナンバーカード両面コピー等の提出により省略できます。</u>
3	年金の受取口座に関する書類 ・ <u>通帳またはキャッシュカードのコピー</u> 金融機関は「金融機関名・支店名・普通または当座・口座番号・口座名義人氏名フリガナ」、ゆうちょ銀行は「預金通帳の記号番号・口座名義人氏名フリガナ」を確認できるもののコピー *請求書1ページ右下の「金融機関またはゆうちょ銀行の証明」欄に証明を受けていただく場合、もしくは公金受取口座を指定する場合は不要です。 *請求書に記載の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることが必要です。 *ネットバンキング等で上記の情報が確認できる画面のコピーでも代用できます。	・公金受取口座を指定する場合は、請求書1ページ「(1) 公金受取口座の利用意思」欄の「1 公金受取口座を登録しており、その口座で年金を受け取る」を○で囲み、受取口座をご記入ください。 ・「1」に○をし、請求書を私学事業団に提出した場合、その後に公金受取口座の登録を変更すると私学事業団の受取口座も変更しますが、他実施機関の受取口座は変更されませんので別途届出が必要となります。
4	・ <u>老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）</u>	・左記書類及びパンフレット3ページをお読みいただき、左記書類にて「支給繰下げ」の希望有無を選択してください。

配偶者または子がいる方に必要な書類

加給年金額について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている（※）配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時または在職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・ 65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・ 18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

（※）以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

加給年金額の対象となる配偶者または子がいる場合、下記番号5の書類をご提出ください。

- ・ 配偶者または子について、年間収入が850万円以上あり、受給権が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがない場合は、添付は不要です。
- ・ すでに一般厚生年金や公務員共済の年金請求時に、配偶者または子との身分関係や生計維持が確認できる書類を提出されている場合、またはすでに加給年金額の決定を受けている場合は添付不要なことがあります。

番号	添付する書類	備考
5	配偶者・子との身分関係の確認書類 ①ご本人の戸籍謄本等	<p>・①～③のいずれも、請求書へのマイナンバー記入及びマイナンバーカード両面コピー等の提出により省略できます。</p> <p>【③について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入か所得がない場合であっても、そのことを確認できる書類（非課税証明書等）が必要です。 ・複数の収入や所得がある場合（例えば、給与と不動産収入等）は、すべての収入が確認できる書類（所得証明書等）を添付してください。 ・義務教育終了前の子については添付不要です。
	生計同一要件の確認書類 ②世帯全員の住民票 *ご本人の戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する方は、住民票に筆頭者欄の記載があるもの	
	配偶者または子の収入か所得が確認できる書類 ③配偶者・子の所得証明書等 *配偶者・子が扶養に入っている場合は健康保険被扶養者証でも代用可能です。	

その他状況により必要な書類があります。次ページをご確認ください。

【配偶者・子の年収がおおむね5年以内に850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合】

生計維持関係にある方の収入について、現在の年収が850万円（所得655.5万円）以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。

*退職年齢の確認書類等の中で職種により退職年齢が異なる旨の記載がある場合、該当者の職種を特定できる書類（コピー可）も添付してください。

【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。必要書類を送付しますので「電話相談室」へご連絡ください。

*同一世帯でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票（コピー不可）が必要となります。

【配偶者が老齢年金（厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの）の受給権を有した場合】

【配偶者が障害年金を受けている場合】

この場合、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、「電話相談室」にお問い合わせください。

【年金を受ける方が原則65歳到達時点で20歳未満の障害の状態にある子がいる場合】

国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合（障害者手帳の障害者等級と異なります）状況をお伺いし、所定の診断書をお送りします。

子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書（コピー可）を提出できる場合は、診断書の提出を省略できることがあります。この場合は、併せて特別児童扶養手当を受けていたことがわかる書類も提出してください。その他提出が必要な書類がある場合があります。「電話相談室」にお問い合わせください。

【外国人及び国外居住の方における注意事項】

年金を受ける方または配偶者について、外国人であることにより戸籍謄（抄）本に代えて属する国の公的機関が発行した証明書を添付する場合、また国外居住であることにより住民票に代えて居住する国の公的機関が発行した証明書を添付する場合は、当該書類に翻訳人を明記した和訳文も添付してください。

遺族または障害の年金を受給中または請求中の方

番号	添付する書類	備考
6	・年金受給選択申出書	<ul style="list-style-type: none">・遺族年金を受給中または請求中の場合、原則65歳前に老齢厚生年金が発生する方のみ年金受給選択申出書が必要です。・年金受給選択申出書が必要な場合は、「電話相談室」へご連絡してください（パンフレット12ページ参照）。

雇用保険関係書類

65歳前に老齢厚生年金が発生する方（特別支給の老齢厚生年金が発生する方または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求される方）のみ添付が必要です。

番号	添付する書類	備考
7	①雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類（コピー） ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 ・船員失業保険証 ・高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書	・請求書6ページ4-2（1）で「いいえ」と答えた方、または（2）で「はい」と答えた方は添付不要です。
	②60歳から65歳になるまでの間に、ハローワークに求職申込をしている、または基本手当を受けたことがある（受けている）とき ・雇用保険受給資格者証のすべての面のコピー ・雇用保険受給資格通知（全件版）のすべてのコピー	・左記②③の両方に該当する場合は、2つの書類を添付してください。 ・すでに受給を終了している場合は、請求書6ページ（5）に受給終了日をご記入ください。
	③60歳以降、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給申請をしている、または決定を受けている（受けていた）とき ・高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書のコピー	

*雇用保険被保険者証等を紛失した方は、ハローワークで再発行の手続きをしてください。

*複数の雇用保険被保険者番号をお持ちの方は、最新の雇用保険被保険者番号をご記入の上、番号が確認できる書類の写しを添付してください。

*雇用保険被保険者証等に関するご不明な点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

年金加入期間関係書類

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が25年以上（原則）となる場合は、受給資格期間確認のための添付書類は不要です。

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が25年未満の場合、合算対象期間（カラ期間）（詳細は請求書3-2ページをご覧ください）の有無をご確認の上、番号8のいずれかのご対応をお願いいたします。

番号	添付する書類	備考
8	合算対象期間を加えると加入期間等が25年以上となる場合 ・年金加入期間確認通知書（合算用） *年金事務所で交付が受けられます。手続きの詳細は年金事務所にご確認ください。	
	合算対象期間を加えても加入期間等が25年未満である場合 ・請求書4ページの下部余白に「合算対象期間を加えても加入期間等が25年未満」である旨をご記入ください。	
	合算対象期間がない場合 ・請求書4ページの項番⑧に✓を記入してください。	

*平成29年7月以前に年金を受給できる年齢に到達したものの、合算対象期間を加えても25年未満であり受給権が発生しなかった方も、10年以上の受給資格期間があれば、平成29年8月1日以降年金を受け取ることができるようになりました。

*原則として他の実施機関に加入していた期間にかかる年金加入期間確認通知書の提出は必要ありませんが、受給資格期間の確認ができなかった場合等には提出をお願いすることがあります。

*10年以上で受給権が発生する場合であっても、審査の過程で添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○その他ご注意ください

氏名の登録について

年金の決定後、ご本人宛てに送付する「年金証書」等に記載する氏名につきまして、外字等がある場合は、カタカナ表記とさせていただきます場合があります。

対象となる方につきましてはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

在職中の年金支給について

老齢年金の受給権者が一般厚生年金または共済組合等（※）に加入しているときは、報酬（給与）、賞与等の額により、年金額の一部または全部が支給停止されることがあります。

（※）国会議員または地方公共団体の議会の議員である場合も含まれます。

遺族または障害の年金が決定されているとき

老齢年金の受給権者が遺族または障害の年金の決定を受けているときには、一人一年金の原則によりいずれか一方を選択して受給しなければならないため、「年金受給選択申出書」が必要になります。「年金受給選択申出書」が必要な場合は、「電話相談室」へ連絡してください。

なお、遺族年金を受給されている場合、65歳以降はご自身の老齢年金が優先して支給され、遺族年金の方が高額な場合に差額が遺族年金として支給されるため（この仕組みを「先充て」といいます）、老齢年金が65歳以降に発生する方は「年金受給選択申出書」の提出は原則不要です。

また、老齢年金の請求により65歳以降の遺族年金の額が変更されます。

経過的職域加算について

厚生年金の請求手続きにより、平成27年9月までの共済組合等の加入期間に基づき支給される経過的職域加算の手続きも併せて行われます。

児童扶養手当の受給者及びその配偶者の方へ

公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にご連絡してください。

雇用保険との調整について

65歳前に老齢厚生年金が発生する方（特別支給の老齢厚生年金が発生する方または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求される方）が、雇用保険の基本手当、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金を受給する場合、年金額の一部または全部が支給停止されます。

退職一時金の返還について

過去に支給を受けた退職一時金は、次の①または②に該当する場合、年金の受給権が発生したときに返還していただかなければならないこととされています。

- ①年金の財源を凍結することなく退職一時金を全額受給した人が、その後私学共済制度に再加入し、加入者期間の合計が20年以上となった
- ②年金の財源分を凍結し、かつ、退職一時金も受給していた

①について、加入者期間の合計が20年未満の場合は、退職一時金の支給を受けた期間は年金額の算定期間になりませんので、退職一時金の返還は生じません。②については、加入者期間の年数にかかわらず加入者期間すべてが年金額の算定期間となりますので、退職一時金の返還が生じます。

請求書22ページ（または14ページ）の「退職一時金返還見込額」欄に返還額が印字されている場合は、退職一時金の返還が必要となりますので、同ページの希望する返還方法（1または2）を○で囲んでください。

返還額

=

受給した
退職一時金額

+

退職一時金の支給日の翌月から年金の受給権の生じた月までの期間に応じて、下記の表の利率を用いて複利計算した利子相当額

期間	利率	期間	利率
平成13年3月以前	5.5%	平成26年4月～平成27年3月	2.6%
平成13年4月～平成17年3月	4.0%	平成27年4月～平成28年3月	1.7%
平成17年4月～平成18年3月	1.6%	平成28年4月～平成29年3月	2.0%
平成18年4月～平成19年3月	2.3%	平成29年4月～平成30年3月	2.4%
平成19年4月～平成20年3月	2.6%	平成30年4月～平成31年3月	2.8%
平成20年4月～平成21年3月	3.0%	平成31年4月～令和2年3月	3.1%
平成21年4月～平成22年3月	3.2%	令和2年4月～令和5年3月	1.7%
平成22年4月～平成23年3月	1.8%	令和5年4月～令和7年3月	1.6%
平成23年4月～平成24年3月	1.9%	令和7年4月～令和8年3月	4.3%
平成24年4月～平成25年3月	2.0%	令和8年4月～令和9年3月	4.0%
平成25年4月～平成26年3月	2.2%	令和9年4月～	3.8%

（令和7年4月時点の利率）

代理人に手続きを委任される場合

請求書12ページの委任状欄に記入いただき、下記添付書類をご提出ください。

【任意様式の場合の記載事項】

- ・代理人（受任する方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号
- ・ご本人（委任する方）の加入者番号、基礎年金番号、氏名（旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容（「年金の請求手続きについて」とご記入ください）、委任状の作成年月日

【添付書類】

代理人の方の本人確認書類（以下の①～④のいずれか一つのコピー）

①運転免許証

②パスポート

③マイナンバーカード（個人番号カード）

④代理人の方の住所、氏名及び生年月日の確認できる公的書類（複数の書類が必要となる場合があります）

*代理人の方の本人確認書類に記載されている氏名及び住所については、「代理人」欄に記入した住所、氏名と同じ記載であることが必要です。

*上記①～④をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

添付書類の取扱いについて

添付書類について、「コピー」「コピー可」と記載されている書類以外は、原本を添付してください。

戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます）の原本については、原本返却のお申し出があった場合、当事業団でコピーを取らせていただき、お返しいたします（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります）。

<原本返却の依頼方法> 原本返却申出書（様式任意）に、原本返却を申し出る旨を記入した上で、請求者の氏名を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

障害をお持ちの方・長期加入者の方（65歳前の老齢厚生年金が発生する場合）

65歳前の老齢厚生年金（特別支給）が発生する方で、障害等級1級から3級（障害者手帳の等級とは異なります）に該当する場合または長期に加入された方については、老齢・退職を事由とする年金の額に定額部分が加算される特例があります。

ただし、一般厚生年金または公務員共済や私学共済に加入中であるときは、特例に該当しません。

請求手続きに関するお問い合わせ、用紙の請求等については、下記にご連絡ください。

私学事業団 共済事業本部 電話相談室 03-3813-5291

ガーデンパレス共済業務課（直通）

札幌ガーデンパレス 011-222-6234	大阪ガーデンパレス 06-6393-9701
仙台ガーデンパレス 022-299-6231	広島ガーデンパレス 082-262-1134
名古屋ガーデンパレス 052-957-1388	福岡ガーデンパレス 092-752-0651

*お電話の際は、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。また、休祝日明けや、このお知らせが届いた直後は電話が混み合うため、かかりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

私学共済ホームページ <https://www.pmac.shigaku.go.jp>

